

〈指定工事業者の新規又は更新の指定手続きについて〉

1 新規の指定について

(1) 申請の手続きについて

- ① 申請に必要な書類を整えていただき、「角田市上下水道事業所窓口」に提出してください。
- ② 「指定の基準」に適合しているか審査し、適合している場合は指定になります。
- ③ 指定手数料は30,000円になります。
- ④ 指定手数料の納付を確認し、「角田市指定給水装置工事事業者証」の交付になります。

(2) 申請に必要な書類について

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ② 機械器具調書（別紙）
- ③ 機械器具の写真
- ④ 誓約書（様式第2）
- ⑤ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
- ⑥ 給水装置工事主任技術者の「免状」又は「技術者証」の写し
- ⑦ 事業所の位置図及び平面図、事業所の外観及び内部の写真
- ⑧ 法人の場合は、「定款」及び「登記事項証明書」（発行日から3か月以内のもの）、個人の場合は、「住民票の写し」（発行日から3か月以内のもの）

(3) 指定の基準について

- ① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任される者を置くこと。
- ② 水道法施行規則で定める機械器具を有すること。
 - ア 金切りのこその他管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 水道法に違反して、刑を処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- エ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認め
るに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当す
る者があるもの

2 更新の指定について

平成30年に水道法の改正により、令和元年10月1日から指定給水装置
工事業業者の指定の更新制がスタートしております。当該指定の有効期限は
5年間になりますので、5年ごとに指定の更新の手続きを行うことになりま
す。

(1) 申請手続きについて

新規の指定と同様になりますが、指定更新手数料は15,000円にな
ります。

(2) 申請に必要な書類及び指定の基準について

新規の指定と同様になります。

3 指定受けた内容の変更について

(1) 指定事項の変更

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があ
った場合は、指定給水装置工事業業者指定事項変更届出書（様式第10）
を提出すること。

(2) 指定工事業業者の廃止等

給水装置工事業の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、指定給水
装置工事業業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）を提出すること。

(3) 給水装置工事主任技術者の選任等

指定工事業業者は、給水装置工事主任技術者を選任又は解任したとき
は、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）を提出す
ること。

〈各種様式〉

- 指定給水装置工事業業者指定申請書 様式第1
- 別表
- 誓約書 様式第2
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3
- 指定給水装置工事業業者指定事項変更届出書 様式第10
- 指定給水装置工事業業者廃止・休止・再開届出書 様式第11